

# 仙台市介護保険審議会議事要旨

(第6期計画期間 第5回会議)

日時：平成28年11月9日(水) 13:57~15:03

場所：市役所本庁舎2階第1委員会室

## <出席者>

### 【委員】

阿部 一彦委員, 板橋 純子委員, 小坂 浩之委員, 駒井 伸也委員, 佐藤 功子委員

鈴木 峻委員, 鈴木 久雄委員, 田口 美之委員, 辻 一郎委員, 出口 香委員

土井 勝幸委員, 長野 正裕委員, 森 高広委員, 若生 栄子委員

以上14人, 五十音順

(五十嵐 講一委員, 井野 一弘委員, 大内 修道委員, 小笠原 サキ子委員, 岡本 あき子委員  
草刈 拓委員, 欠席)

### 【事務局 仙台市職員】

會田保険高齢部長, 下山田高齢企画課長, 木村介護予防推進室長, 大浦介護保険課長

伊藤青葉区障害高齢課長, 伊藤若林区障害高齢課長, 小原太白区障害高齢課長

菖蒲高齢企画課企画係長, 大友高齢企画課施設係長, 川村介護予防推進室主幹兼推進係長

石川介護保険課管理係長, 伊藤介護保険課介護保険係長, 中野介護保険課指導第一係長

佐藤介護保険課指導第二係長

## <議事要旨>

### 1 開会

### 2 会議公開の確認 → 異議なし(傍聴者1人)

議事要旨署名委員について, 小坂委員に依頼 → 委員承諾

### 3 議事

- (1) 「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等(案)の市民意見募集(パブリックコメント)の結果と「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等(案)について  
大浦介護保険課長より説明(資料1, 資料2, 参考資料1)

## <質問事項>

森委員： パブリックコメントの結果について教えていただきたいのだが, 意見募集の結果の提出者数が20人・団体となっているが, これは20の個人と団体ということによろしいか。

大浦課長： そのとおりである。

森委員： 28年3月末現在で, 要支援1, 2の方は14,600人近くおり, 居宅サービス型事業所

も1,170件程度あるが、それだけの数の方がいる中で、募集に対する意見が20しかなかったことに対して、どのように考えるか。

大浦課長： 20人・団体であったが、町内会の方や医療機関の方、事業所関係の方など、50の意見等をいただいております、幅広くいただいていると思っております。

森委員： 要支援の認定を受けている方々に話を聞くと、仙台市では中身が変わるらしいという程度のことは、みなさん知っている。案の段階なので詳しく分からないのは当然だが、今後のスケジュールを見ると、1月からパンフレットの配布を開始し、2月から市民説明会の予定、4月実施となっているが、周知徹底するには、よほどの広報活動をししないと、利用者が混乱を引き起こすだけのような気がする。そのため、仙台市においても、周知徹底、広報活動を念入りにしていただきたいと思っております。

大浦課長： 一般向けのパンフレットは1月上旬から配布予定だが、12月から連合町内会など主要な方々に説明を始めていきたいと思っております。現行のデイサービス、訪問介護サービスを使っている方については、特段変更はない。新しく追加される緩和型の部分を使う方々が増えていく必要があるため、そういった新しいサービス、増える部分の広報を強化していきたいと思っております。

森委員： 市町村によってそれぞれ実施する中身が違うので、介護保険全体として広報するのは無理かと思うが、どこの市町村も4月1日から新しい総合事業が始まるので、県、市町村の意向を聞き、広報をしてもいいのではないかと。

大浦課長： 意見を参考にさせていただき、幅広く媒体の活用を考えていきたいと思う。

田口委員： 資料1にサービス提供時間の延長サービスに対する加算等は想定していないということだが、利用者が自己負担でやる場合は認められるのか。それから、資料2の訪問型サービスのサービス利用回数のところだが、基本的にチェックリストで判定を受けた人と、要介護認定で判定を受けた人が出てくるが、1回1時間以内(週3回を限度とする)、サービス事業対象者と要支援1は週2回までの利用に限定、週3回以上の利用は要支援2の場合を想定とあるが、書きぶりが曖昧ではないか。

大浦課長： サービス提供時間の延長を利用者が自己負担でやることについて、詳細は今後検討したいと思うが、全くないとは考えていない。実状に合わせた形で決めていきたいと思う。

訪問型サービスの利用回数について、週3回以上の利用は要支援2の場合を想定としているが、案の段階のため想定としている。おっしゃるとおり週3回以上の利用は要支援2の方のみと考えている。現状も原則が要支援1の方は週1回だが、週2回、週3回というのはその方の状況に応じてケアプランの中で設定されていると思うので、原則である。

田口委員： 週3回を限度としているので、3回利用した人はチェックリストではなく要介護認定を受けてくださいということによろしいか。

會田部長： 想定される状態像の方が、要支援の認定を受けていただければ要支援2に該当するであろうということである。認定を受けなければ使えないということではないので、チェックリストの該当者であっても、その後のアセスメント等でそれが適切であれば、対応できるようにということで、このような書きぶりにさせていただいている。

土井委員： 訪問型サービス、通所型サービスいずれもだが、利用者の方が豊齢力(基本)チェッ

クリストの該当者ということだが、従来は通所介護は要支援1、2の方までしか使えなかったが、対象者が広がったという理解があるというのが一点と、仮に対象者の方が広がったとすれば、利用する方が増えれば、市民の方にとっては良いことだが、事業費が増えてくる考え方になると思う。本来はチェックリスト該当者はB型サービスで支えていくのが主旨ではないかと思っているが、B型が今後どうなる可能性があるのかということと、特に短期集中型サービスに関して、終了した方こそ、B型サービスで支えていくことになると思うが、今後の展望を聞かせていただきたい。

下山田課長： B型に関しての質問だが、本日資料5「住民主体による訪問・通所型生活支援モデル事業について」を配布したが、行う事業者を決定させていただき、事業を進める段階である。こういったモデル事業を通して、今後、住民主体の取り組みといったサービスの充実に向けて検討していくと現段階で考えている。今の段階なので、委員がおっしゃられたように、例えば短期集中型の介護予防を卒業した方が行先をどうするのかというのはおっしゃられるとおりなので、そういった観点も踏まえて、この住民主体のサービスの拡充、充実を検討してまいりたい。

土井委員： 当面はA型のサービスでフォローし、地域の住民力が高まったところでB型に移行していくという考えか。

下山田課長： 住民主体のサービスは、仙台市ではいろいろなボランティア団体、NPO団体それぞれ介護保険サービスとは別のところで様々な活動をしている。そういったところも受け皿として想定しているが、なお充実に向けて検討を進めて参りたいと考えている。

板橋委員： 資料2別紙の通所型サービスの、緩和した基準によるサービスの中で、専門的なサービス提供なしとありの場合で単価が違うが、この、緩和された基準のサービスの中で専門的なサービス提供はどなたが行うのか。例えばPTの配置というのはあるのか。

大浦課長： 資料2を併せてご覧いただきたい。人員基準で現行のところでは管理者に加えて生活相談員、看護職員、従事者、機能訓練指導員、管理栄養士等は必ず配置となっているが、緩和した基準によるサービスにおいては、サービスの内容に応じて必要な方を配置してもらい、必ず配置するというのとは緩和したいと考えている。機能訓練があるようなデイサービスを提供した場合は、機能訓練員を置いてもらうことになり、専門員がいるいないの状況に応じて報酬としても8割か9割かを決定したい。その都度変化していくと思っている。

板橋委員： そうすると、実施した事業所が専門的なサービスを提供した、してないの判断は、その事業者主体になっていくのか。

大浦課長： 事業所の方で自分のところの得意な分野を活用し、どんなサービスを提供するか、選択の幅が広がると認識している。もちろん、現行型をそのまま続けてもかまわないし、新たに緩和的なデイサービスを追加してもいい。

佐藤係長： 補足させていただく。基本的に、専門的なサービスが必要なのか必要ではないのかというのはまずご本人の希望もあり、それをマネジメントの時にケアプランの中で位置付けるということが大前提となってくる。事業所として得意分野でこういうサービスが提供できるということがあるので、利用者が選ぶという形になる。それを我々が確認すると、ケアプランと、事業者の方では今までと同じようにサービス提供票に記録す

るので、請求状況等は確認がとれるという形になる。

田口委員： 「専門的なサービス提供あり」の「週2回」を利用できる者は、「要支援2」の認定を受けた者と、「要支援2と同程度の状態像」であると認められた者に限るとなっているが、専門的なサービスというのが何かという定義がない。今言われたのは、機能訓練だが、もしそういうことであれば、具体的にそういうものを書かないと、事業者が勝手にこれが専門的なサービスだと判断してしまうことになる。生活相談員や看護職員、管理栄養士等が任意配置となっているので、逆に言うと任意配置となっている職種が配置された時に専門的なサービスをやっていると思えるのか。機能訓練とはどこにも書いていない。そこが曖昧ではないか。

大浦課長： 基準が曖昧というご指摘だが、今後お示しするにあたっては、想定される専門的なサービスというものを明示するようにしたい。

佐藤係長： 例えば専門的なサービスという形になると、低栄養状態の方は要支援1, 2の方でもいらっしゃるし、今の二次予防の方々でもいらっしゃると思う。そういった方々に対する栄養指導という形で今既存では栄養指導の加算をとっている。そういったものや、例えば片麻痺の方がいらっしゃるが、片麻痺という状態であれば、リハビリを続けなければいけないが、残存機能をどのような形で維持していけば、この方の自立ができるのかといったことに関して専門的なPT, OTなりの分野になるので、そういった方々のサービスを受けるといった形になると考えている。専門的なということでは、そのようなものを考えている。

鈴木(峻)委員： リハビリ関係の指導等、専門的なということになると、OT, PT, 看護師, 管理栄養士等、書いてある職種の方がするということが前提であれば、先ほどから質問があったように、具体的な部分が書かれていないと、事業者側としては迷ってしまうので、記載していただくと大変ありがたいし、分かりやすくなると思う。

大浦課長： 今後、要綱などを整備する段階で、明確に、皆さんにわかっていただけるレベルまで落とし込んでいきたい。

## (2) 仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」のスケジュールについて

大浦介護保険課長より説明（資料3）

## 4 報告

### (1) 第7期仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（要介護者等調査）の実施について

大浦介護保険課長より説明（資料4, 参考資料2, 3）

#### <質問事項>

土井委員： 調査項目の(2)の新たに追加した設問の②制度改正の影響についての設問で、利用者負担の2割移行によるサービス量の変化等とあるが、調査票の中身を見ると、問22では回数の方が書いてあるが、実態としては2割負担となって利用を控える人はそれほどいない印象である。それはお金の負担の問題ではなく、高額介護サービス費で返ってくるのが分かっているので、使っている方がほとんどである。高額介護サービス費

を見直す話も出てきているが、今現状を仙台市が把握しようとしているのは、利用控えが起きたかどうかというところだけの調査でよろしいか。

大浦課長： 基本的には、利用控えがあるのかないのかを確認したい。高額介護サービス費の制度的な部分については、我々も国に対して要望なり続けていかなければならないところである。今ご指摘いただいたように、この質問でどこまで分かるかというところがあるが、そういった視点も持ちながら今後、介護保険制度の運用に努めて参りたい。

土井委員： 背景の実態が見えてくると、次の改定への備えにもなるかと思う。配慮をお願いしたい。

鈴木(峻)委員：施設入所者向けの調査票について、前回の審議会でいろいろとお話しさせていただいた。見せていただくと、簡略化されて設問も半分になっている。中には家族が面会に来て書く方もいるが、ほとんど職員が代筆する場が多いので、こういう形で簡略化したことで、職員も大変書き易くなってよろしいかと思う。

## (2) 住民主体による訪問・通所型生活支援モデル事業の実施について

下山田高齢企画課長より説明（資料5）

### <質問事項>

田口委員： この事業は11月からモデル事業を実施し、その検証を踏まえて来年度に形を作っていくということだが、補助金額は人件費を除いて最大20万円となっている。モデルから本格事業になった際にも、こういうイメージの補助金として位置付けることになるのか。

下山田課長： モデル事業ということもあり、金額の20万円というのは、このくらいの経費であると考えている。既存で、ボランティア団体の立ち上げ支援は別に事業としてあり、これを20万円としている。それと同額程度ということで20万円と考えているが、今回、お金の関係も含めていろいろな団体と話しをしていく中で、支援の在り方も含めて検討をしていきたい。

社会長： 18団体が手を挙げたということだが、市の想定として、想定どおりなのか、想定よりも少ないのか。

下山田課長： 募集要項上は5団体程度ということで募集をかけており、反響が良かったと思っている。

社会長： ということは、これから住民主体の活動もどんどん広がると期待していいか。

下山田課長： そのとおりである。

鈴木(久)委員： この事業は月何回程度の活動を考えているのか。

下山田課長： 活動自体については、基本的には既存の団体の活動をベースにしているので、そのベースを基本としていただくことで募集している。募集の状況を見ると、月何回、週1回など、団体により差があるが、特に当方で月何回以上必ずやってほしいという募集の仕方はしていない。

## (3) 地域密着型サービス運営委員会（第6期第6回会議）について

阿部委員より説明（資料5）

5 その他

事務局より次回の日程案について説明。

6 閉会